

下田原運動場子ども用プール開設準備及び監視業務仕様書

1 委託業務名

下田原運動場子ども用プール開設準備及び監視業務

2 委託場所

宇都宮市下田原町3434番地

3 委託内容

○プール開設準備・清掃業務等

(1) 就業時間等

- ・午前9時30分から午後4時30分までとする。
- ・6月11日～19日の間に下記業務を行う。

(2) 業務内容等

- ・プール施設内の草取り・清掃及び設備等の簡易な修繕。
- ・プール槽内の清掃及びプール水の入替え。(入替えは2回)
- ・プール水濾過ポンプの運転確認及び、塩素注入機の動作確認。
- ・営業期間中の衛生管理薬品及び、業務必要書類等の補充確認。
- ・施設・設備の不良箇所等の施設監視者への報告。
- ・指定した時間に残留塩素濃度・水温・室温を測定し記録し、委託者の指定した場所に掲示する。

(3) その他

- ・上記業務については、適宜、施設管理者及び委託者の立会いを求め、確認・了承を得ること。

○プール監視業務等

(1) 就業時間

- ・6月20日～8月31日の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ・月曜日(月曜日が祝祭日の場合はその翌日)は、休場とする。
- ・監視業務は2人体制とする。
- ・上記以外の時間に就業する場合は、受託者及び委託者が協議の上定めるものとする。

(2) 業務内容

①監視業務

- ・プール施設内及び水中の監視
- ・危険行為、他の利用者が迷惑となる行為の防止
- ・プール施設利用者の安全確保及び事故防止の指導
- ・事故発生時の救助、応急処置、医療機関などへの通報

②衛生管理業務

- ・プールの水質検査実施
- ・プール循環ろ過・塩素注入装置の運転
- ・プール施設内の日常清掃
- ・プール開設期間中の水抜き清掃（2回）
- ・残留塩素濃度・水温・室温を測定し、委託者の指定した場所に掲示する。

③受付その他

- ・利用者の受付（料金が発生する者を除く）
- ・監視日誌等の記入

(3) その他

- ・監視員は「普通救命講習」を受けた者とする。

4 その他

- ・利用者への言動及び応対には十分注意すること。
- ・受託者は業務に従事する監視員の名簿（住所、氏名、生年月日、連絡先、業務に必要な資格の有無を記入したもの）及び顔写真を、委託者に提出する。
- ・受託者は、受託者が警備業の資格を有することを証明する書面の写しを、委託者に提出する。
- ・仕様書に記載なき事項に関しては、委託者、受託者が協議の上定める。

「プール監視員の作業手順」

1 開場・中止等の判断

9：30，11：00及び12：30分現在の天気・気温・水温により判断する。
また、計測した記録は委託者の指定した場所に掲示する。

(1) 水温・気温による判断

開場の条件は水温が25度以上で、かつ気温が水温以上であることである。

(2) 天気による判断

雨天の場合は水温・気温にかかわらず開場を中止する。但し小雨の場合は様子を見て、プール管理者と協議し決定する。

2 開場準備（9：30～10：00）

- ・ 9：30時点で天気・気温・水温・遊離残留塩素濃度を測定する。
- ・ 機械室でろ過装置の循環ポンプ・塩素薬注ポンプの運転を確認。
- ・ 塩素濃度の測定，基準値（0.4mg/l～1.0mg/l）は，前日最終のカウントに合せ，異なる場合は基準値内に合わせる。
- ・ プール内を点検し，ゴミ等の除去
（汚れのひどい場合はプールクリーナーをかける）
- ・ プールサイドを点検し，ゴミ・汚れの除去。

3 開場中（10：00～16：00）

- ・ 利用者を30分毎に5分間休憩させる。
- ・ 入場券の受付整理
- ・ 11：00，12：30，15：00に天気・気温・水温・遊離残留塩素濃度を測定する（11：00は天気・気温・水温のみ）。
- ・ 降雨・水温の低下等で開場を中止する場合は，利用者に状況を説明したうえで退場してもらう。
- ・ 雷の場合は即時開場を中止し，更衣室にて様子を見て開場の判断を行う。
- ・ 開場中止になった場合は，プール管理者に報告する。

4 後片付け（16：00～16：30）

- ・ 遊離残留塩素濃度のカウントを記録し，カウントを10に合わせる。
- ・ プールサイドおよびトイレの清掃
- ・ 戸締り（鍵の返却と報告）
- ・ 台風等で気象の悪化が予想される場合は，日除け用のテントの脚をたたみ，テント幕を外して施設内に入れる。